

ヒグマワーキンググループの経過報告・今後の予定

1. 令和 6 年度ヒグマ WG の開催概要

- ・第 1 回会議 令和 6 年 8 月 6 日（火） 斜里町産業会館
- ・第 2 回会議 令和 6 年 12 月 19（木） 釧路地方合同庁舎

2. 主な議事内容

知床半島ヒグマ管理計画に基づく管理の進捗状況やヒグマの出没状況を踏まえ、特に昨年度の大量出没及び捕殺により、知床半島第 2 期ヒグマ管理計画策定時に想定されていた個体数水準（生息数約 450 頭）とは個体群の状況が大きく変化しており、大量出没を踏まえて地域として今後どのような方針で管理していくかの考え方を中心に議論した。総個体数及び問題個体数（軋轢の状況）に応じた対応策を定めたヒグマ管理のフレームワークを作成し、問題個体の発生を防ぐための取組（人間側の行動抑制・侵入防止対策）を継続することに加えて、ヒグマの生息数及び地域社会との軋轢状況を踏まえ、問題個体管理と個体数管理を併用した順応的管理を実施するという方針についてヒグマ WG にて合意が得られた。それを踏まえ、地域で協議の上、第 2 期計画期間中に管理計画の見直しをすることとなった。主な意見・指摘事項は以下のとおり。

■ヒグマ管理の方針について

- ・ OUV を損なわない為の個体数水準、軋轢の状況、地域の許容限界等のフレームワークを構成する具体的な数値水準は確定していない段階だが、大枠の考え方については合意する。
- ・ 大量出没を踏まえた対策を管理計画上に明記しておくことは必要であり、今期中に見直しすることは必要である。
- ・ モニタリングの方向性が決まってない段階で、ゾーニング、行動段階に基づく対応内容を具体的に定めるのは違和感があるため書きぶりは要検討。
- ・ 遺産地域内での捕獲の考え方についても町毎で状況が異なり、捕獲を行うとなった場合は IUCN に根拠をもって説明するだけの材料が必要となる。
- ・ 第 3 期計画の策定に際しては、目標水準等大幅な改定が必要となる。第 2 期計画の終期である令和 9 年度末を待つことなく、前倒しで改定に向けた準備を進めることが望ましく、必要なデータの収集（モニタリング等の実施を含む）について検討を進める必要がある。
- ・ 第 3 期計画の策定に向けては、管理戦略の大きな変更にもなり得るので、地域住民、観光事業者、公園利用者など様々なステークホルダーの声を聞く機会を設けて、一連の方針をきちんと説明し、理解を得るプロセスが必要になる。

■利用者の行動に起因する危険事例の増加について

- ・ 昨年の大量出沒による捕獲数の増加により、今年度の捕獲個体は減っているが、利用者の問題行動による危険事例（主に岩尾別川）が増加している。昨年度自然公園法が改正され、ヒグマへの過剰な接近について法規制されたものの、効果が薄いのではないか。

⇒一時的には注意を聞き入れるが、注意した者がいなくなると再び接近してしまう。監視カメラやバリケードの設置等、対策の強化を検討していく。

3. 令和7年度ヒグマWGに関する今後の予定

令和7年度は2回程度の開催を予定。

- ・ 第1回ヒグマWG：令和7年7月頃 羅臼町
- ・ 第2回ヒグマWG：令和7年12月頃 釧路市

以上

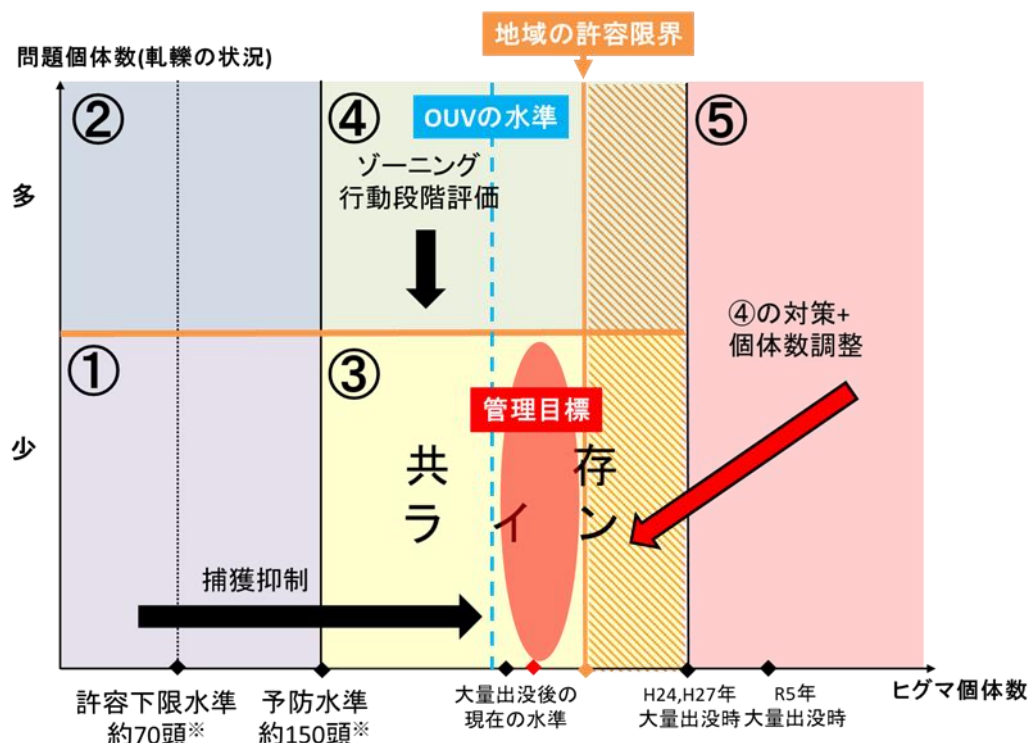


図1. 知床のヒグマ管理の考え方のフレームワーク

	①個体数水準: 予防水準以下 問題個体数:少	②個体数水準: 予防水準以下 問題個体数:多	③個体数水準: 適正 問題個体数:少	④個体数水準: 適正 問題個体数:多	⑤個体数水準: 超高密度
排除地域 ゾーン4	・すべて捕獲				
防除地域 ゾーン3	・行動段階2以上捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上捕獲 ・行動段階1+以下は必要に応じて捕獲	・行動段階1+以上は捕獲	・すべて捕獲 ・必要に応じて個体数調整等を実施	・すべて捕獲 ・個体数調整を実施
特定管理地	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は地域の実情に合わせて対応	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は地域の実情に合わせて対応	・行動段階1+以上は捕獲 ・行動段階1以下は地域の実情に合わせて対応	・行動段階1+以上は捕獲 ・行動段階1以下は地域の実情に合わせて対応	・行動段階1以上は捕獲
緩衝地帯 ゾーン2	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い、必要に応じて捕獲	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+は必要に応じて捕獲	・行動段階1+以上は捕獲	・行動段階1+以上は捕獲 ・個体数調整を実施
核心生息地 ゾーン1	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上は捕獲 ・行動段階1+以下は追い払い	・行動段階2以上は捕獲	・行動段階2以上は捕獲
いずれの個体数水準の段階においても、アクションプランに基づき、誘引物管理の徹底、住宅地周辺の草刈り・電気柵等による防衛策の実施、事業者・利用者等への普及啓発等により、問題個体の減少をめざすための取組を継続。					

図2. ゾーニング、行動段階に基づく対応内容